

CLUB BAYSTARS 会員規約

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社横浜 DeNA ベイスターズ（以下「当社」といいます。）が運営する「CLUB BAYSTARS」（以下「本会」といいます。）に関して、会員による利用の一切に適用されるものとします。

第2条（本規約の範囲）

- 当社が、本規約の他に本会のサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。）に関して別途定める利用規約等（以下総称して「利用規約等」といいます。）も、その名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本サービスの内容を、会員の了承を得ることなく、隨時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。

第4条（「CLUB BAYSTARS」ロゴの使用）

- 会員は、「CLUB BAYSTARS」の名称およびロゴを自社の広告・宣伝目的に限り使用することができるものとします。
- 会員は、自社の社名、店舗名および企業ロゴ、店舗ロゴの一部として「CLUB BAYSTARS」の名称およびロゴを使用することはできないものとします。
- 会員は、「CLUB BAYSTARS」の名称及びロゴの使用停止を当社から求められた場合、即座に使用を停止するものとします。
- 「CLUB BAYSTARS」の名称および「CLUB BAYSTARS」ロゴは株式会社横浜 DeNA ベイスターズの商標であり、会員は、第1項に定める以外の方法でこれらを使用してはならないものとします。

第5条（入会資格）

- 本会の会員は以下の条件を有することを必要とします。
 - 飲食・小売・サービス業その他業種を問わず事業を営む者であること
 - 前号の事業が日本国内で営まれていること
 - 事業規模に照らして、本会への入会が適切と当社が判断していること（例えば、百貨店業そのほか大規模小売店舗における小売業を営む者は会員になることができないものとします。）

2. 入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することができません。
 - (1) 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2) 入会申込者が実在しない場合
 - (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
 - (4) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不等な売買行為)又はショバ屋行為(座席等の不等な占拠行為)である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合
 - (5) 入会申込者の営業する店舗が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「風俗営業」を営んでいる場合
 - (6) 入会申込者、役員もしくは従業員が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業（以下、「暴力団等」という）その他これらに準じる者、または、これらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明した場合
 - (7) 入会申込者、役員もしくは従業員が暴力団等を不当に利用し、または、暴力団等に資金、便宜を提供し、その他暴力団等と社会的に非難されるべき行為を行った場合
 - (8) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
 - (9) 入会申込をした時点で当社との間での何らかの支払いを怠っている場合、または過去に支払いを怠ったことがある場合
 - (10) 会員からの退会申出以外の理由により、過去に会員登録が抹消されている場合
 - (11) 入会申込時において、満 18 歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会申込した場合
 - (12) 入会申込者の住所地（当社からの送付物の送付先）が日本国外である場合
 - (13) 本規約又は利用規約等に違反した場合
 - (14) その他、会員として不適当であると当社が認める場合

第6条（入会申込）

1. 本会への入会申込は、当社が別途定める方法で行うものとします。
2. 会員は、本規約の内容に合意して入会申込を行うものとします。

第7条（入会の承認及び取消）

1. 前条の入会申込者を承諾するか否かは、当社の裁量によるものとします。
2. 当社からの承諾後に会員が第5条第2項のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、会員へ事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合会員は受領した特典を返却しなければならないものとします。

第8条（有効期間及び更新）

- 会員資格の有効期間は、当社が入会を承諾した日から翌2月末日までとします。
- 会員から当社が指定する期日までに退会の連絡がない場合には、会員資格は次年度の3月1日から1年間更新されるものとします。また、以降の年度においても同様とします。

第9条（譲渡等の禁止）

会員は、本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第10条（会員情報の変更）

- 会員は、事業名（店舗名・屋号・商号など）、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等入会申込時の記載事項に変更があった場合、速やかにその内容を当社に届け出ることとします。
- 会員は、前項の届出を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。
- 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止することができるものとします。

第11条（退会）

会員は、隨時、所定の手続を行い、本会を退会することができます。

第12条（除名）

- 当社は、会員又は会員の営む事業が次の各号の一に該当した場合、事前に通知することなく、本会を除名することができるものとします。
 - 本規約に違反したとき
 - 事業の廃止もしくは変更又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を行ったとき
 - 監督官庁より事業の営業停止又は営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - 法令に違反したとき
 - 第5条第2項のいずれかに該当していることが判明したとき

第13条（終了時の措置）

会員が会員でなくなった場合、当社は、会員が営業する店舗ごとに会員特典の停止をすることができ、また会員は受領した特典を返却しなければならないものとします。

第14条（販促企画の実施等）

1. 会員は、横浜 DeNA ベイスターズの試合結果に連動する販促企画、試合の入場券を呈示することと引き換えにする販促企画その他当社の承認する販促企画（以下あわせて「販促企画」といいます。）を会員の費用と責任において実施することができるものとします。ただし、横浜 DeNA ベイスターズのクライマックスシリーズ進出、セントラルリーグ優勝、日本シリーズ進出、日本シリーズ優勝を記念する販促企画を実施することはできないものとします。
2. 会員は、販促企画の実施を計画した際には、実施の1週間前までに、当社に通知するものとします。
3. 会員は、販促企画の実施を公表する場合には、販促企画の実施期間及び当社が販促企画には責任を負わない旨を明示するものとします。
4. 会員は、販促企画の実施を公表した場合には、当社の承認を得ない限り、販促企画を中止してはならないものとします。
5. 会員は、販促企画の実施にあたっては、景品表示法、個人情報保護法その他の法令を遵守するものとします。
6. 当社は、販促企画の実施が横浜 DeNA ベイスターズを応援するという趣旨に反する場合、公序良俗または法令に反する場合、その他当社が不適当と判断した場合には、販促企画の中止を求めることができるものとします。

第15条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用、販促企画に関して一切の責任を負うものとし、当社は、本サービスの利用、販促企画の実施を承認した場合でも、一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスの利用、販促企画に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
3. 会員は、会員の責めに帰すべき事由により、当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

第16条（禁止事項）

会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為

- (6) 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (7) 本会の運営を妨げるような行為
- (8) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
- (9) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第17条（本会の終了）

当社は、当社の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

第18条（免責）

当社は、本会、サービスの利用、販促企画により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第19条（会員情報の利用目的）

- 1. 当社は、会員情報を以下の目的で利用することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供のため
 - (2) 当社及び第三者の商品等の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
 - (3) 当社及び第三者の商品等の広告または宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。）のため
 - (4) 料金請求、課金計算のため
 - (5) 本人確認、認証サービスのため
 - (6) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - (7) アンケートの実施のため
 - (8) 懸賞、キャンペーンの実施のため
 - (9) アフィリエイト、ポイントサービスの提供のため
 - (10) マーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - (11) 決済サービス、物流サービスの提供のため
 - (12) 新サービス、新機能の開発のため
 - (13) システムの維持、不具合対応のため
- 2. 当社は、会員に対し、当社又は第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信することができるものとします。

第20条（会員情報の第三者提供）

当社は、以下に定める場合には、会員情報を第三者に提供することができるものとします。

- (1) 会員の同意がある場合

- (2) 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (3) 会員が当社に対し支払うべき料金その他の金員の決済を行うために、金融機関、クレジットカード会社、回収代行業者その他の決済またはその代行を行う事業者に開示する場合
- (4) 当社が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
- (5) 当社の権利行使に必要な場合
- (6) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合
- (7) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

第21条（当社からの通知）

当社からの通知は、当社が当該事項を公式サイト上に掲示または当社が会員の連絡先に郵便または電子メールを発信することにより効力を生じるものとします。

第22条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第23条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第24条（問合せ先）

本会、本規約についてのお問合せは、次の宛先までお願いします。但し、当社の公式サイトで問合せ先の変更を告知した場合は、変更後の宛先にお願いします。

〒231-0015

横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 7F

株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

CLUB BAYSTARS 係

TEL 045-661-0826

FAX 045-663-7117

電子メールアドレス fc@dena-baystars.jp

附則 本規約は、2014年6月10日から施行します。